

# 農林水産商工常任委員会提出資料

(平成25年1月21日)

項 目	ページ
1 アグリスタート研修支援事業の実施状況について 【経営支援課】 .....	1
2 米川土地改良区に係る補助金返還等について 【農地・水保課課】 .....	2
3 (財)鳥取県造林公社の経営改革プラン(最終案)について 【森林・林業総室】 .....	3
4 第6.4回全国植樹祭の準備状況について 【全国植樹祭課】 .....	4
5 境漁港の漁港整備について 【境港水産事務所】 .....	5

農 林 水 産 部

## アグリスタート研修支援事業の実施状況について

平成25年1月21日  
経営支援課

### 1 事業の概要

(財)鳥取県農業農村担い手育成機構(以下「担い手育成機構」)が、県内での就農を希望するIJUターン者等を研修生として雇用し、先進的な認定農業者等を研修先とした実践研修を実施することにより、新規就農者及び担い手の確保育成を図る。

### 2 第5期研修生(研修期間: H24.2~H25.1)の研修終了後の進路

研修生	内 訳 (単位:人)							研修終了後の状況		
	男女別		年 齢 別				経 歴		新規就農: 予定者数	就農地及び作目 (予定含む)
	男	女	20代	30代	40代	50代	縣外者	県内者		
17名	16	1	7	6	2	2	10	7	17名	東部3名(野菜3) 中部4名(野菜3、果樹1) 西部10名(野菜9、水稻1)

○17名全員が就農予定(うち6名は2年目の追加研修を希望)。

### 3 第6期研修生の決定(研修期間: H25.2~H26.1)

研修生	内 訳 (単位:人)							備 考	
	男女別		年 齢 別				経 歴		
	男	女	20代	30代	40代	50代	縣外者		県内者
19名	17	2	5	7	6	1	12	7	トライアル研修 H25.2~H25.3 本格研修 H25.4~H26.1 (最長2年(H27.1まで)に延長可能)

- (1) 担い手育成機構は県内外で開催される移住・就農相談会等を通じ、年間約300名の就農相談者と面談を実施している。
- (2) その中で就農意欲が特に強い者について、県内での農業体験、就農相談員との継続的な面談を通じて農業で生計を立てるという意志や適性を確認し、最終面接を行っている。
- (3) 第6期のアグリスタート研修生19名については、12月13日に採用決定し、1月15日に事前研修(農業大学校)を実施。2月1日に始業式(県庁)を予定している。

### 4 就農者の定着率向上に向けた担い手育成機構の取組

#### (1) 事前相談の強化

研修生の採用決定に至るまでに継続的な面談を実施しており、鳥取県での就農イメージを早期に具体化。就農に向けた強い意識と覚悟をもたせ研修をスタートしている。

#### (2) 集合研修の創意工夫

就農への動機付け、記帳の訓練、農村生活への心構えなど研修生に対する独自の取組を実施している。

#### (3) 関係機関の連携による支援強化

研修生採用に際して選考審査員にJAを加えるとともに、研修期間中から就農予定地のJA、市町村担当者、県(農林局)による研修生の個別検討会を開催するなど、関係機関が連携して支援している。

### 5 本事業の波及効果

- (1) 研修終了後、両親や妻など家族を呼び寄せて就農する事例もあり、鳥取への移住効果も発現している。
- (2) 研修生が耕作放棄地の再生などを通じて、新たな担い手として地域に活力をもたらしている。

### <参考>過去の研修生の就農状況

研修期別	研修期間	研修生採用数	研修終了者数(a)	就 農 者 数			定着率 (b/a)
				独立就農	法人就業	計(b)	
第1期	H21.9~H22.8	15	12	4	0	4	33%
第2期	H22.4~H23.3	15	11	7	3	10	91%
第3期	H22.9~H23.8	9	8	4	0	4	50%
第4期	H23.2~H24.1	10	9	8	1	9	100%
第5期	H24.2~H25.1	17	17	17	0	17	100%
計		66	57	40	4	44	77%

## 米川土地改良区にかかる補助金返還等について

平成25年1月21日  
農地・水保全課

米川土地改良区は、不適正な会計処理による不明金があることが判明し、国及び県の特別検査を受けて、内部牽制機能の強化などの改善に取り組まれているところである。

このうち、補助金の返還に関する補正予算及び役員の補填割合等について、1月10日に開催された臨時総代会において承認され、3月末までに補助金を返還することが決定された。

また、新役員についても臨時総代会で信任され、今後は新体制で土地改良区の健全化に向けて取り組まれることとなる。

### 1 改善の状況

項目	改善の取組方針及びその時期
責任の所在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全役員が役員手当を返納</li> <li>・不明金について役員の改良区への補填割合を決定</li> <li>・補助金を3月末までに返還することを決定</li> </ul>
組合員への説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月30日、1月10日開催の臨時総代会で説明</li> </ul>
法令遵守体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令遵守担当役員を新設（1名）</li> <li>・年間研修計画に基づき研修を実施中</li> </ul>
内部牽制機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款、規約、処務規程、監査細則、会計細則を改正済</li> <li>・パソコンによる会計処理を7月から実施中</li> </ul>
補助金の適正執行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金台帳等の整備を完了済</li> </ul>

### 2 新体制への移行

1月10日開催の臨時総代会で役員が信任され、新体制に移行した。

①総代（60名）は12月に選出済み。

任期：平成24年12月23日～平成28年12月22日

②役員（理事15名、監事3名）は、臨時総代会において信任済み。

任期：平成25年1月21日～平成29年1月20日

③第1回役員会（1月21日開催予定）

正副理事長、総括監事のほか、総務委員会、事業委員会、中海干拓特別委員会のメンバー選出

### 3 補助金の返還

(1) 返還額 55,147千円

・返還額の内訳

返還命令分（H17～22年度分） 35,143千円  
自主返還分（H12～16年度分） 20,004千円

・国、県、市の内訳

国（1/2） 27,573千円  
県（1/4） 13,787千円  
米子・境港市（1/4） 13,787千円

・返還の財源

不明金部分（役員からの損害補填金を充当） 27,829千円  
不適正な支出分（改良区の各種積立金を充当） 27,318千円

(2) 今後の対応 県、米子・境港両市は2月議会に補正予算案を上程し、平成25年3月末までに国に補助金を返還する。

（土地改良区⇒両市⇒県⇒国というルートで返還）

# (財)鳥取県造林公社の経営改革プラン(最終案)について

平成25年1月21日  
森林・林業総室

## 1 趣旨

(財)鳥取県造林公社の経営改善に向け、経営改革プランの最終案を作成しましたので、内容を報告します。

## 2 内容

以下の目標達成のために取り組むべき内容をまとめた「経営改革プラン(長期経営改善計画)」及び「第1期経営改善計画」を策定

### 経営の目標

- ◇平成96年度までに最終損失額をゼロにする
- ◇第1期中(平成30年度頃)に県借入金をゼロにする
- ◇第1期中(平成32年度頃)に単年度黒字化(県償還金の計上)を図る

### 取組の概要

木材販売による収入を確保し、最終損失の解消を目指す

- ・収入間伐の推進による木材販売収入の確保
- ・追加対策の実施(更新伐の導入等)によるさらなる収益の確保

<経営検討委員会最終報告との比較>

経営検討委員会最終報告	経営改革プラン(最終案)
収入間伐の推進による木材販売収入の確保により、最終損失を解消する 最終損失見込▲93億円→0億円	収入間伐の推進に加え、追加対策の実施によりさらなる収益を確保する 最終損失見込▲93億円→13億円

### 計画期間

経営改革プラン(長期経営改善計画):平成25~96年度

第1期経営改善計画:平成25~34年度(10年間)

※詳細は別紙の通り

## 3 これまでの経緯

年月	事項
平成21年7月	(財)鳥取県造林公社経営検討委員会による検討開始
平成24年2月	検討委員会最終報告とりまとめ、常任委員会に報告
3月	(財)鳥取県造林公社経営改革プラン(案)について、常任委員会に報告
~12月	3月に報告した内容に加え、さらなる県民負担の軽減に向けた追加対策を検討

## 第64回全国植樹祭の準備状況について

平成25年1月21日  
全国植樹祭課

「第64回全国植樹祭」の平成25年5月26日開催に向け、150日前イベントを開催するなど、PRを図りながら準備を進めています。

### 1 150日前イベントの開催

日 時	平成24年12月27日(木)
場 所	米子商工会議所(米子市加茂町)
出 席 者	米子商工会議所会頭・副会頭、 米子市立車尾小学校児童、副知事、 西部総合事務所長ほか
内 容	第64回全国植樹祭看板の除幕式 「とうほくとっとり・森の里親プロジェクト」種子の引き渡し式



### 2 第64回全国植樹祭式典音楽専門委員会(第7回)の開催

日 時	平成25年1月8日(火)
場 所	西部総合事務所第16会議室
出 席 者	小谷委員長(米子市文化協議会会長)、副委員長、各委員
内 容	式典演出についての検討 リハーサル計画の検討 ほか

### 3 第64回全国植樹祭大会計画策定(実施計画)幹事会の開催

日 時	平成25年1月17日(木)
場 所	県庁第32会議室
出 席 者	幹事長(農林水産部長)、各委員
内 容	第64回全国植樹祭実施計画最終案の検討

### 4 式典音楽隊合同練習(第1回目)の開催

日 時	平成25年1月19日(土)
場 所	鳥取県立武道館主道場(米子市両三柳)
出 席 者	鳥取県吹奏楽連盟及び鳥取県合唱連盟に加盟する出演団体、総勢約350名

### 5 協賛の状況

協賛募集は平成25年4月末までとし、ホームページなどを通じて幅広く募集中  
【新たな大口協賛】

・サントリーホールディングス株式会社 200万円及びペットボトル飲料2,400本(1/11贈呈式)

【これまでの大口協賛】

・山陰合同銀行 200万円(9/4贈呈式)

・鳥取県森林組合連合会 50万円及び公式弁当の県産スギ材の割り箸7,000膳(10/11贈呈式)

・株式会社日新 200万円(10/19贈呈式)

・日本たばこ産業株式会社 200万円及びペットボトル飲料1,200本(11/16贈呈式)

### 6 当面の予定

- ・第8回実行委員会総会を1月29日(火)に米子市内で開催し、実施計画最終案(県案)を策定予定
- ・実施計画最終案は、2月中旬頃に衆議院議長公邸で開催される第64回全国植樹祭特別委員会での説明・承認される見込み
- ・大会準備及び当日運営に万全を期すため、知事を本部長とする全庁体制「第64回全国植樹祭鳥取県実施本部」を1月末頃に設置予定

# 境漁港の漁港整備について

平成25年1月21日  
水産課  
境港水産事務所  
空港港湾課

平成24年11月29日(木)に「第3回さかいみなど漁港・市場活性化協議会(会長:大谷和三 境港水産振興協会会長)」を開催し、境漁港の今後の漁港整備等について協議を行った。

## 1 これまでの経緯

- H23年12月 さかいみなど漁港・市場活性化協議会を設置
  - ・これからの「境漁港・市場のあり方」について、幅広く地元や水産関係者等の意見を集約
- H24年6月 本協議会に「漁港」、「市場」、「食と観光」のワーキンググループを設置
  - ・ワーキンググループで課題、対応方針案等を検討

## 2 協議会の概要(漁港整備等に係るもの)

### (1) 主な課題

- ア 係留岸壁の充実
  - 休けい岸壁の利用調整、港湾区域の岸壁の活用、境漁港特定漁港漁場整備計画(以下、「特定計画」という)の未整備箇所(小型漁船係留施設、潮通し工)の取扱い、岸壁の耐震化対策等
- イ 漁港利用者・船舶の利便性向上
  - トイレ・休憩所の設置、給水施設等付属施設の充実等

### (2) 協議結果

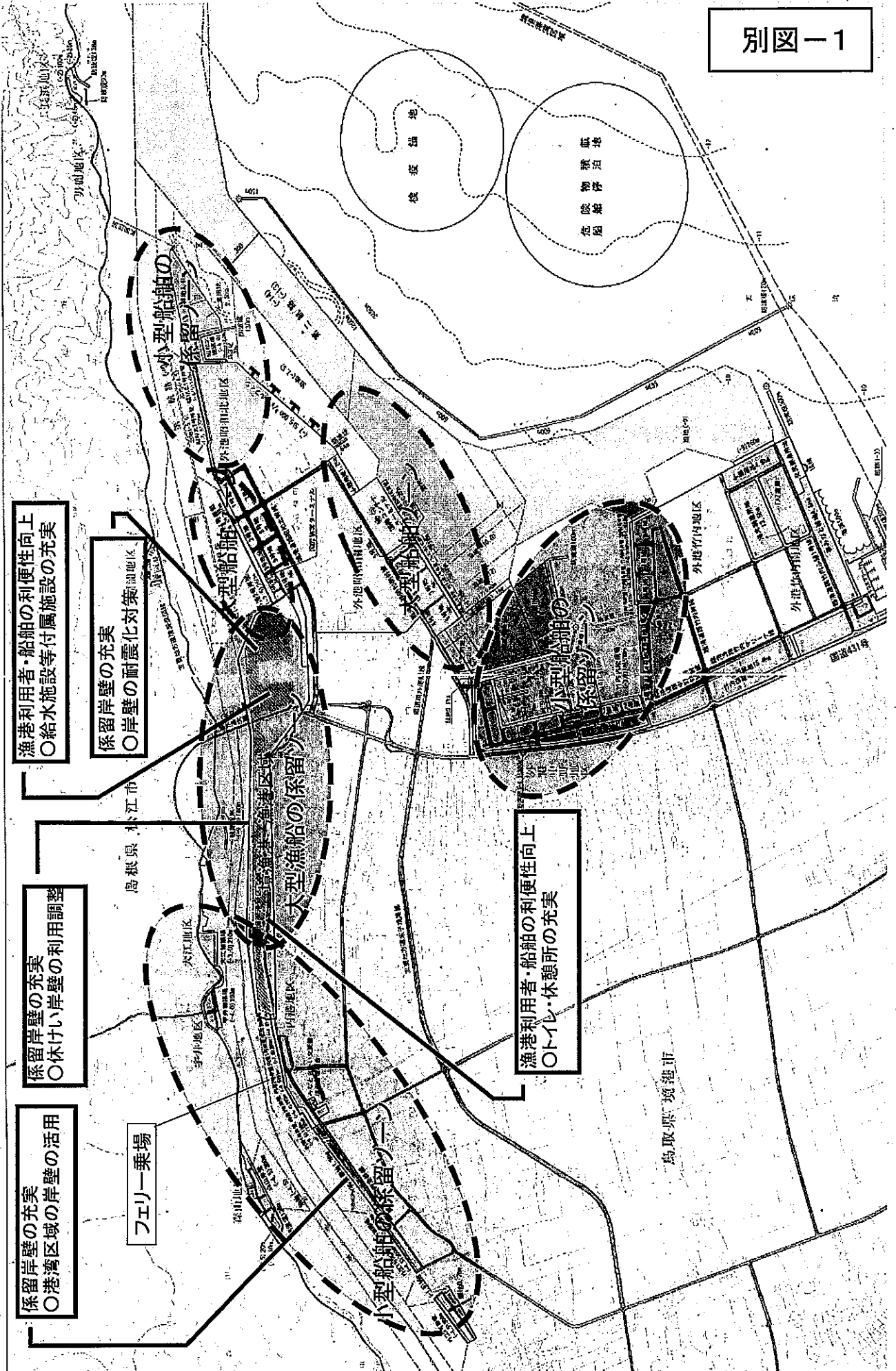
- ア 既存岸壁の利用調整、港湾区域の岸壁の活用(別図-1)
  - 既存の休けい岸壁の利用調整は早急な対応が必要な課題であり、今後利用調整協議会(仮称)を立ちあげ、効率的な係船のルールづくりや利用調整について検討していく。
  - 港湾区域の岸壁の活用は有効な対策であり、今後、関係者と調整し具体的な検討していく。
- イ 特定計画で未整備となっている施設の取扱い(別図-2)
  - 小型漁船係留施設については、小型漁船の利用が減少していること、及び計画位置には境港市内で唯一となった造船所があることなどから中止で合意。今後は、既存岸壁の利用調整及び港湾区域の岸壁の活用により係船岸壁の充実を検討していく。
  - 潮通し工は、荷捌所内に代替の排水施設があるため、中止で合意。
- ウ 岸壁の耐震化対策
  - 地震等の災害時における耐震対策、避難対策及び事業継続計画等について、引き続き検討していく。
- エ 漁港利用者・船舶の利便性向上
  - トイレ・休憩所の設置、給水施設等付属施設の充実等の漁港の利便性の向上につながるものの実現可能性について、引き続き検討していく。

以上の項目について、「境港水産振興ビジョン(仮称)」に取りまとめる。

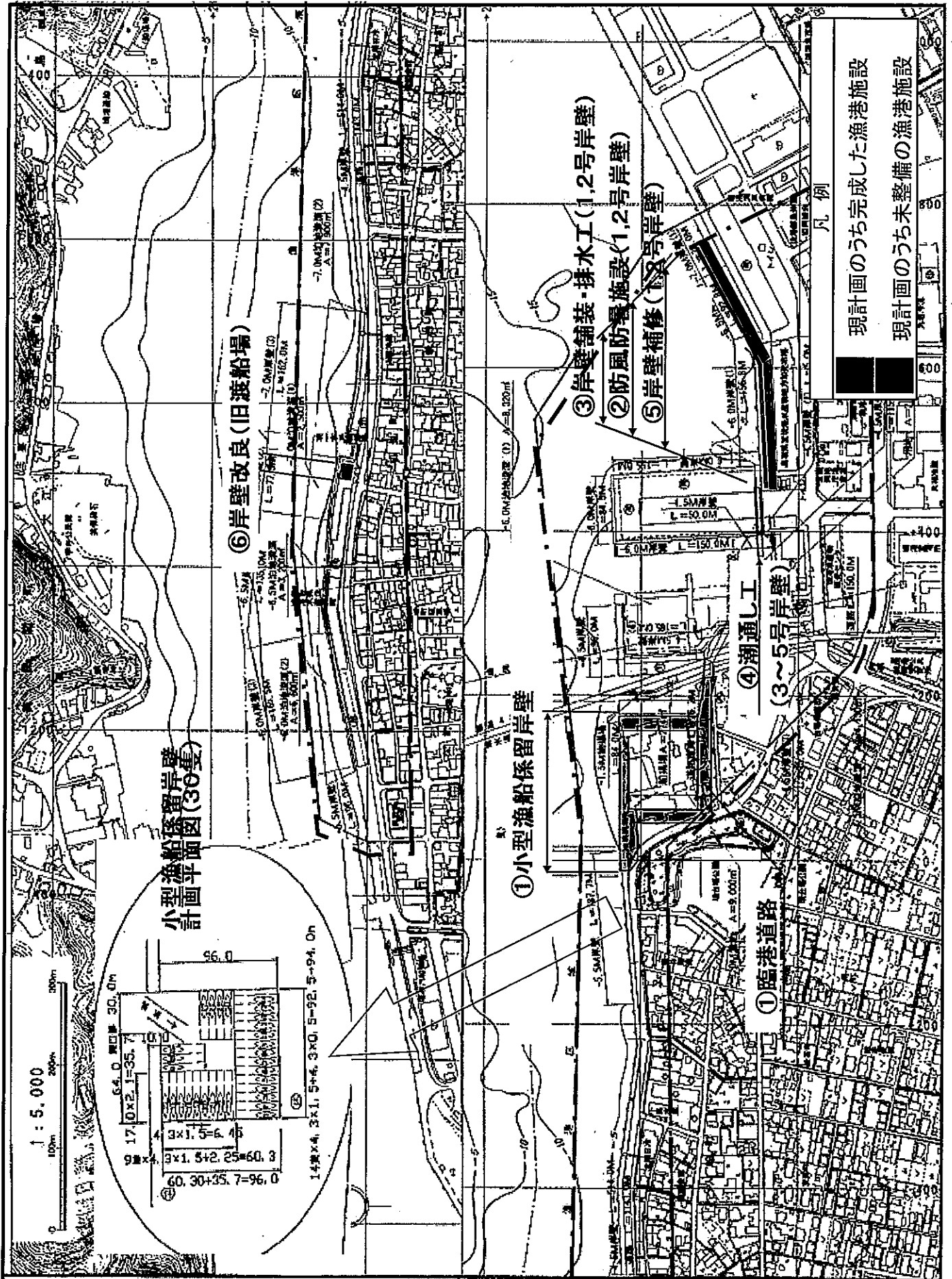
## 3 今後の予定

- H25年1月末 特定計画で未整備となっている施設は中止することを水産庁に回答
- H25年3月 「境港水産振興ビジョン(仮称)」の策定

既存岸壁の利用調整、港湾区域の岸壁の活用(イメージ図)



境漁港特定漁港漁場整備計画の整備状況





(案)

# 経営改革プラン(長期経営改善計画)及び第1期経営改善計画

以下の目標達成のため、経営改革プラン(長期経営改善計画)及び第1期経営改善計画を策定

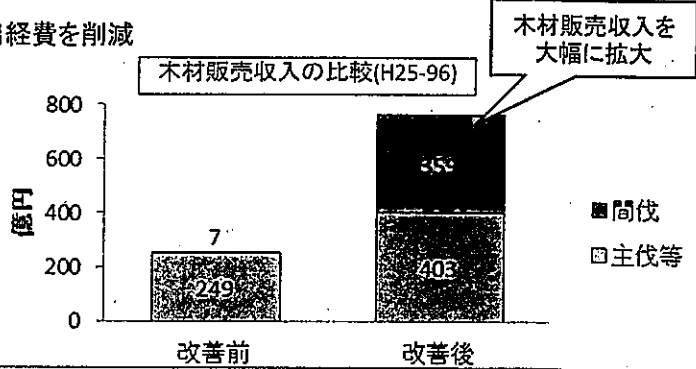
経営改善目標① 平成96年度(全契約の満了期間)までに最終損失額をゼロにする

経営改善目標② 平成30年度頃までに県借入金をゼロにする

経営改善目標③ 平成32年度頃までに公社の経営を単年度黒字化(県償還金を計上)する

## 木材販売収入の拡大

- ◇路網整備と高性能林業機械の活用を推進し、伐採・搬出経費を削減
- ◇収入間伐を推進(従来は伐捨間伐が主体)
- ◇主伐について「更新伐」を活用
- ◇原木の直送方式による有利販売の推進
- ◇雇用にも貢献



⇒伐採・搬出経費を削減して収益を拡大

⇒収入間伐の推進により木材販売収入を積極的に掘り起こし

## コスト削減の推進

- ◇競争入札の導入による落札率の低減や一括発注方式の導入による事務経費の削減
- ◇隣接森林の事業主体等との連携(既設路網の活用)

⇒上記「木材販売収入の拡大」対策に加え、コスト削減によるさらなる収益の確保・向上を指向

## 公益的機能の発揮

- ◇県民への森林の公益的機能(水源かん養、地球温暖化防止等)の提供

⇒経営改善により今後とも適切な森林整備を継続し、森林の公益的機能を発揮

## 組織体制の改革

- ◇事業量の増減に応じたメリハリある配置をすることで、管理費をH18再点検時の枠内に抑制
- ◇適切な人材の確保を図るとともに、収入間伐の推進等に必要な研修を積極的に実施
- ◇一部業務の外部委託化も含め、業務効率化を推進

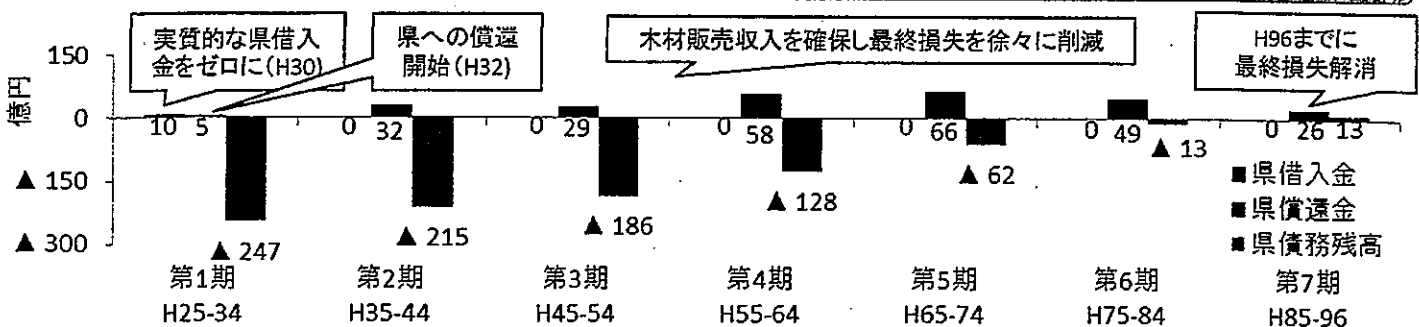
⇒経営改善を進めるに当たって見込まれる事業量の大幅な増大に対応

## 経営改革の進捗管理

- ◇公社は、経営改善状況を毎年点検・検証した上で県に報告
- ◇県は、おおむね5年ごとに経営改善の進捗状況等を踏まえた見直しを実施

⇒経営改善状況の進捗管理と県民への説明

木材販売による収入を確保し、最終損失の解消(県(県民)の負担の最小化)を目指す



# (財)鳥取県造林公社の経営改善に向けた取組

経営改善の視点

効率的な経営

森林の公益的機能の発揮

雇用への貢献

◎収入間伐を推進<101億円の改善効果>

>伐採・搬出経費を削減して収入間伐を推進、木材販売収入を確保

【追加対策】<5億円の改善効果>

○主伐について、「更新伐」を導入

>「皆伐」に代え、国の補助制度の対象となる「更新伐」を実施

○有利販売が見込まれる工場直送方式を推進

○分収割合

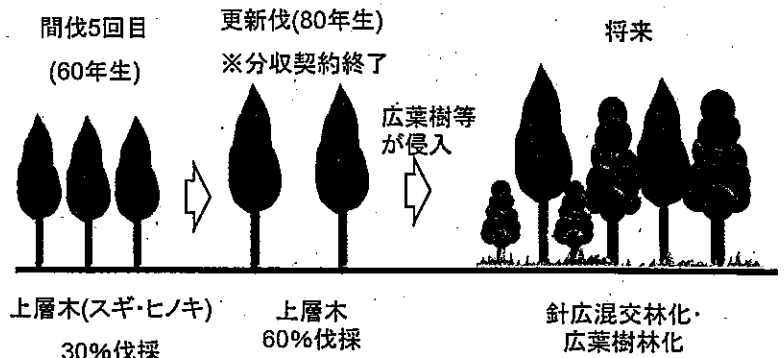
>分収割合の変更契約(6:4→8:2)が進まない状況をふまえ、当初の分収割合(6:4)を維持

## 追加対策について

### 「更新伐」の導入

- ◆皆伐と異なり森林状態が維持されるので、契約終了後も引き続き公益的機能を生揮
- ◆土地所有者に対しては、更新伐導入に対する理解を求める
  - ※更新伐実施地では立木状態での返還となるため、土地所有者に現金収入が発生しないが、皆伐のように再植林をする必要が無いため、土地所有者の負担軽減につながる
- ◆補助対象となるため、経営改善に寄与
- ◆更新伐＝人工林における広葉樹林化の促進等を目的として実施する抜き伐り

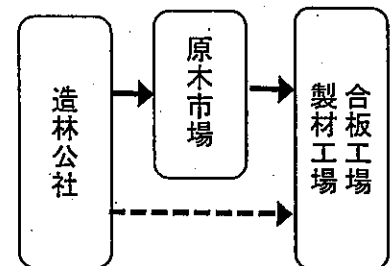
### <更新伐のイメージ>



### 直送方式の推進

- ◆流通コストの削減により、経営改善に寄与
- ◆直送方式＝原木市場を通さず、合板工場等に直接原木を販売する方式

### <直送のイメージ>



→:従来の販売方式 →:直送方式

### 分収割合

- ◆平成14年の経営見直し以降、分収割合契約の変更実績なし
- ◆更新伐の導入等により経営改善効果が見込まれることから、実態を踏まえて現行の分収割合(公社:土地所有者=6:4)を維持

## 増加する事業量への対応

- ◆収入間伐の推進により将来的に事業量が増加  
(間伐H24:100ha→H38:1,235ha)
- ◆事業の効率的な実施のため、業務の効率化を推進  
>一部業務のアウトソーシング

### <今後の事業量の見通し>

	第1期 H25-34	第2期 H35-44	第3期 H45-54	第4期 H55-64	第5期 H65-74	第6期 H75-84	第7期 H85-96
間伐面積ha	4,282	8,910	7,211	6,181	1,580	104	
主伐面積ha				1,927	3,940	3,256	1,646
作業道開設延長km	253	377	42				

※県としても、森林組合等林業事業体の育成や建設業等の新規参入による事業実行体制の強化を推進

## 経営見直しによる波及効果

- ◆公社の経営見直しにより間伐や作業道開設等の事業量が増加し、施業を受託する事業体における雇用増加にも貢献

### <参考:公社の事業による雇用効果>

	H24		H38
間伐面積	100		1,235
延べ人工数	2,544	→	34,656
年間雇用人数	10		139

※年間雇用人数=延べ人工数÷250日

# 財団法人鳥取県造林公社経営改革プラン（骨子）（案）

長期経営改善計画（平成25年度～96年度）

平成25年 月 日  
森林・林業総室  
（財）鳥取県造林公社

## 経営の目標

- ◇平成96年度までに最終損失額をゼロにする
- ◇第1期中（平成30年度頃）に県借入金をゼロにする
- ◇第1期中（平成32年度頃）に単年度黒字化（県償還金の計上）を図る

## 第1章 経営改革プラン策定の趣旨

- ・平成21年7月に外部委員4名からなる財団法人鳥取県造林公社経営検討委員会を設置して公社の長期的な経営計画の検討等を実施、平成24年2月に委員会から県に対して最終報告

### 【最終報告の概要】

- ①県の財政負担が最も少ないことから、「公社として存続」
- ②その前提として、抜本的な経営改善を求める
- ・このため、公社は当報告に基づく経営改革に加え、さらなる改善にも取り組むこととし、その長期計画としてこの経営改革プランを県と公社で策定

## 第2章 経営の方針

### （1）効率的な経営の推進

#### ①最終損失の解消

- ・車両系高性能林業機械による作業システムを採用して木材販売収入の拡大を図り、平成96年度までに公社の最終損失（県債務）を解消
- ・第1期中に県借入金をゼロにするとともに、単年度黒字化（県償還金の計上）を図る

#### ②コストの削減（県民負担の軽減）

- ・上記に加え、各種のコスト縮減策に取り組むことで収益の確保・向上に努力

### （2）森林の公益的機能の発揮を通じた県民への貢献

- ・適切な森林整備の実施を通じて森林の持つ公益的機能を発揮
- ・主伐後の再造林放棄地の発生とそれに伴う公益的機能の低下を防止

### （3）雇用への貢献

- ・改革の実施に伴い、雇用にも貢献

### （4）経営改善状況の検証

- ・10年を1期とする事業期間を設定（第1期：平成25～34年度）
- ・経営改善状況について毎年検証、おおむね5年ごとに経営見直しを実施

## 第3章 具体的な取組

### 1 最終損失の解消

#### （1）木材販売収入の拡大

- ・車両系高性能林業機械による作業システムを採用し、伐採・搬出経費を削減することで収入間伐を推進し、木材販売収入を積極的に確保
- ・生産基盤としての路網整備も積極的に推進

#### （2）造林補助金の積極的な活用

- ・造林補助金を積極的に活用した事業（収入間伐、更新伐）を実施

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
（単位：億円）	H25-34	H35-44	H24-54	H55-64	H65-74	H75-84	H85-96
県借入金	10	0	0	0	0	0	0
県償還金	5	32	29	58	66	49	26
県債務残高	▲247	▲215	▲186	▲128	▲62	▲13	13

- (3) 直送方式の推進
  - ・原木の直送方式による有利販売を推進
- 2 コストの削減（県民負担の軽減）
  - (1) 事業発注方式の改善
    - ・競争入札の導入による落札率の低減
    - ・一括発注等の推進による事業発注に伴う事務経費や諸経費の削減
  - (2) その他
    - ・長期管理委託契約の内容の見直しによる現地把握、施業立案能力の改善
    - ・隣接森林の事業主体等との連携（既設路網を活用させて頂く）
    - ・鳥取式作業道整備促進による維持管理コストの低減
    - ・原木をより高く販売するための取組（適切な採材、仕分、販売先の選定）
- 3 分収契約の見直し
  - ・主伐について、補助対象外の「皆伐」に代わり国の補助制度の対象となる「更新伐」を導入
  - ・契約期間の延長（60年→80年）も併せて推進
  - ・分収割合については現状の6：4等を維持
- 4 森林の公益的機能の発揮を通じた県民への貢献
  - (1) 広葉樹林化
    - ・更新伐の導入により、主伐後の再造林放棄地の発生を防止
  - (2) 県民への公益的機能（CO2吸収機能等）の提供及び普及・啓発
    - ・公社営林の適切な管理を通じて県民に公益的機能を提供
    - ・J-VERの活用などを通じて県民等の公社に対する理解を促進
- 5 雇用への貢献
  - ・経営改善に伴う間伐等の事業量の増加により、林業事業者等の雇用に貢献
- 6 組織体制の改革
  - (1) 組織・人員体制の見直し
    - ・今後の事業量の大幅な増大を見込み、人員体制を強化
    - ・ただし、経営改善中であることに鑑み、管理費をH18再点検時の枠内に抑制
  - (2) 人材の確保・育成
    - ・鳥取県等の関係機関と協議・調整等を行いながら、適切な人材の確保を図る
    - ・収入間伐の実施に必要な知識や技能の習得のため、研修等を積極的に実施
  - (3) 新公益法人への移行
    - ・早期に公益財団法人への移行認定を受け、新公益法人への移行を目指す
- 7 その他の取組
  - (1) 県民への説明責任
    - ・公社は経営改善の進捗状況について、適時適切に県民に公表
  - (2) 森林経営計画の作成
    - ・平成24年度中に森林経営計画を作成
- 8 今後検討すべき事項
  - (1) 公社業務の効率化
    - ・公社営林地における周辺森林との一体的な施業のアウトソーシング等を検討
    - ・一部業務の外部委託についても併せて検討
  - (2) 相続問題等への対応
    - ・土地所有者の過半数の同意により円滑に契約が変更できるよう、制度改正を国に要望
    - ・土地所有者に異動があった場合に公社が登記を代行する制度の導入等を国に要望
  - (3) 再生エネルギーの固定価格買取制度への対応
    - ・ビジネスとして成立する可能性等を見据えつつ、対応を検討

#### 第4章 経営改善の進捗管理

- ・公社は以下について実施
  - ①経営改善状況を毎年点検・評価したうえで、県に報告
  - ②具体的な経営改善計画として5箇年計画を作成し、県と経営改善プロジェクトチームを組んで当該計画を着実に実施
- ・県は、おおむね5年ごとに、経営改善の進捗状況等を踏まえた見直しを実施

# 財団法人鳥取県造林公社第1期経営改善計画（骨子）（案）

（計画期間 平成25年度～34年度）

平成25年 月 日  
（財）鳥取県造林公社

## 経営の目標

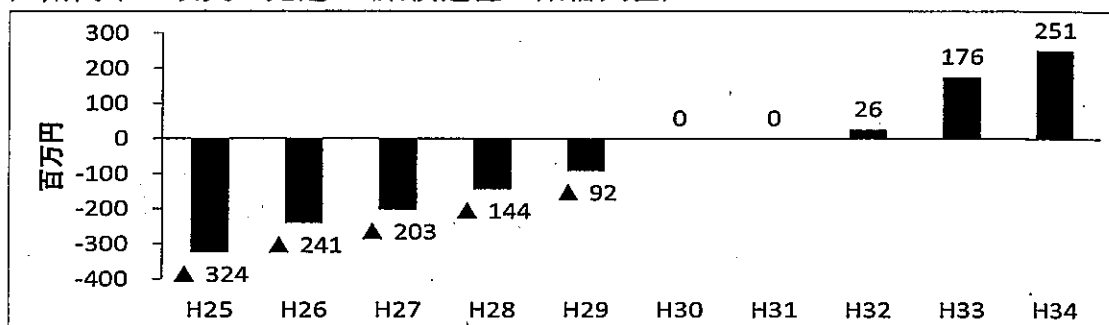
- ◇平成30年度頃までに県借入金をゼロにする
- ◇平成32年度頃までに単年度黒字化（県償還金の計上）を図る

## I 基本方針

### (1) 経営改善の方針と目標

- ・計画期間を経営改革プランに基づく「公社改革のスタートの10年間」と位置づけ
- ・長期経営改善計画の経営方針に従い、集中的な路網整備とこれに基づく低コスト収入間伐への転換、本格的な木材生産と販売に向けた仕組みづくり、分収造林契約の変更の推進、経営改善を進めるための組織体制の改善等を中心として、経営改革プランの達成に向けた基盤を築く取組を重点的かつ着実に推進
- ・これにより、平成30年度頃までに県借入金をゼロにするとともに、平成32年度頃までに単年度黒字化（県償還金の計上）
- ・各年度ごとに達成状況を点検・評価した上で、鳥取県に報告

### (2) 期間中の収支の見通し（県償還金－県借入金）



## II 森林整備に関する事項

### (1) 採算性判別の実施

- ・森林資源管理台帳（森林の生育状況、作業道の状況等について森林GISを活用して把握）の整備を推進し、事業地の採算性判断を実施
- ・経営改善計画の改定に併せて採算性判断を見直し

### (2) 森林整備

- ・鳥取県等関係機関と連携しつつ、積極的に事業を推進

## III 木材の生産及び販売に関する事項

### (1) 収入間伐の推進

- ・収入間伐（間伐材を搬出・販売して収益を確保）を積極的に推進
- ・路網や高性能林業機械等を活用した低コスト作業システムにより実施

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	計
面積(ha)	109	120	160	210	270	340	460	690	900	1,024	4,282

※四捨五入により計が一致しない場合がある

### (2) 販路の開拓・有利販売の推進

- ・県内の大規模合板工場等と協定を締結し、直送による有利販売を推進
- ・伐採計画等について原木市場や工場等に積極的に情報提供

#### IV 財務状況の改善に関する事項

##### 1 分収造林契約の変更

- (1) 更新伐の導入及び契約期間の延長
    - ・国の補助制度の対象となる「更新伐」の導入に向けて取り組み
    - ・契約期間の延長（60年→80年）も併せて推進
  - (2) 土地所有者に対する説明等
    - ①地域説明会の開催
      - ・財産区等に説明する場として説明会を開催（収入間伐実施予定地区等を優先）
    - ②情報提供・発信
      - ・土地所有者に対し、造林公社の経営状況等について各種手段により情報提供
- ##### 2 収入の確保及び経費節減への取組
- ・造林補助金を積極的に活用するとともに管理費を抑制

#### V 組織体制の改善に関する事項

##### 1 公益法人制度改革への対応

- ・平成24年度中に移行認定、平成25年度より公益財団法人へ移行

##### 2 事務局体制の整備と人材の育成・確保

- (1) 事務局体制の整備
  - ・分収契約の変更及び木材生産・販売に組織横断的に対応するチームを設置
- (2) 人材の育成・確保
  - ・木材の生産や販売に必要な知識・技能等に係る研修の実施や人材の確保を推進

#### VI 事業実施体制の確立に関する事項

##### (1) 周辺森林との一体的整備

- ・公社営林地における周辺森林との一体的な施業のアウトソーシング等を検討

##### (2) 発注方式の改善

- ・一部業務（発注業務等）の外部委託化も含め業務の効率化等を検討し、今期前半までに必要な体制を整備

#### VII その他経営の改善に関し必要な事項

##### 1 財務運営の改善

##### (1) 林業公社会計基準への対応

- ・「林業公社会計基準」（H23.3全国森林整備協会）に基づく会計処理の実施（H23決算～）

##### (2) 契約方法の改善

- ・一括発注や競争入札の導入によりコストを削減

##### 2 経営の透明性の向上と関係者への理解の醸成

##### (1) 関係者への情報の提供・発信

- ・公社経営の現状や経営改善を含めた新たな取組等を積極的に情報発信

##### (2) 森づくり活動等への参画の促進

- ・企業やボランティア団体等が実施する森林づくり活動の場としての公社林の提供、協賛団体等としての参画により、公社に対する理解醸成を促進

##### 3 森林資源の新たな活用

- ・オフセット・クレジット（J-VER）を取得、販売した資金を活用して森林整備を促進

##### 4 その他の経営改善の取組

##### (1) 森林法に基づく森林経営計画の実行

- ・森林経営計画を策定し、計画的に集約化施業を推進

##### (2) 造林台帳データベースの整備

- ・森林GISを整備（契約状況、施業履歴、森林資源の状況等）し、事業推進に資する造林台帳データベースを整備、保育事業や間伐事業の実施計画策定等に活用

##### 5 計画の進行管理

- ・改善計画の毎年度の達成状況等について評価し、必要に応じて見直しを実施